

令和6年8月7日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和5年(ワ)第16152号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 令和6年5月27日

判 決

5 東京都港区六本木3-7-1-1307

原 告 立 花 孝 志

被 告 大 津 綾 香

同訴訟代理人弁護士 豊 田 賢 治

10 主 文

- 1 被告は、原告に対し、40万円及びこれに対する令和5年5月11日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを8分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、320万円及びこれに対する令和5年5月11日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要等

- 1 本件は、国政政党である「みんなでつくる党」(旧党名「政治家女子48党」。以下、党名変更の前後を問わず「本件政党」という。)の党首を務めていた原告が、原告の後任者として本件政党の党首となった被告に対し、①令和5年4月7日及び②同年5月10日にそれぞれ開いた記者会見(以下、順に「本件記者会見1」「本件記者会見2」といい、これらを併せて「本件各記者会見」という。)における被告の発言により、原告の名誉権が侵害されたと主張して、いずれも

不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料合計320万円（本件各記者会見のそれぞれにつき各160万円）及びこれに対する各不法行為日の後の日である同月11日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、本件記者会見2における不法行為に基づく損害賠償の訴えは、本件記者会見1における不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の係属中に訴えの追加的変更として提起されたものであるが、被告はこれに対して訴えの変更を許さないとの決定を求める旨の答弁をした。しかしながら、上記の追加された訴えは、当初の訴えと同じく記者会見における名誉権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めるものであり、請求の基礎の同一性があると認められるから、当該訴え変更は適法であるというべきである。また、被告は、当該訴え変更が訴権の濫用であるとも主張するが、本件記録及び本件の訴訟経過に照らしても、当該訴え変更が訴権の濫用に当たるとは認めることはできない。

2 前提事実（証拠〔枝番号のあるものは、特に掲記しない限り、枝番号を全て含む。以下同じ。〕を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

原告は、令和5年3月8日まで本件政党の党首を務めていた者である。

被告は、同日、原告の後任として本件政党の党首に就任した者である。

(2) 本件各記者会見と被告の発言

ア 本件政党は、令和5年4月7日、本件記者会見1を開催し、被告は、複数の記者の前で、別紙1の各発言をした（以下、上記各発言を併せて「本件発言1」といい、各項の個別の発言を「本件発言1(1)」などという。また、本件発言1のうち本件発言1(1)から同1(4)まで及び同1(5)のうち「党内のお金の流れ」に関する部分をまとめて「本件発言1A」といい、本件発言1(5)のうち「パワハラの問題」に関する部分を「本件発言1B」という。）なお、本件記者会見1は、インターネット上で生配信された。（甲1、

弁論の全趣旨)。

イ 本件政党は、令和5年5月10日、本件記者会見2を開催し、被告は、複数の記者の前で、別紙2の各発言をした(以下、上記各発言を併せて「本件発言2」といい、本件発言1と併せて「本件各発言」という。また、本件発言2の各項の個別の発言を「本件発言2(1)」などという。)。なお、本件記者会見2は、インターネット上で生配信された。(甲2、弁論の全趣旨)

(3) 関係法令の定め

ア 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(以下「政党法人格付与法」という。)9条の4は、「法人である政党等と代表権を有する者との利益が相反する事項については、代表権を有する者は、代表権を有しない。この場合においては、党則等の定めるところにより、特別代理人を選任しなければならない。」旨を定める。

イ 政党助成法4条1項は、「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない。」旨を定める。

ウ 政治資金規正法12条1項2号及び同法施行規則7条2、3項は、政治団体の会計責任者において報告書に記載して提出しなければならない事項として、支出について、①その総額及び項目別の金額のほか、②その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日と定めているが、事務所費を含む特定の経費の支出については、上記②の記載事項を除外している。

3 争点

- (1) 名誉毀損の成否
- (2) 真実(相当)性の抗弁の成否
- (3) 原告の損害

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)（名誉毀損の成否）について

（原告の主張）

ア 本件発言1について

本件発言1 Aは、いずれも原告が本件政党の代表者であった時期に不正に金銭を使用したとの事実を摘示するものである。また、本件発言1 Bは、原告がパワーハラスメントに該当する言動をしていたとの事実を摘示するものである。これらの各発言は、原告の社会的評価を低下させる。

イ 本件発言2について

本件発言2は、いずれも原告が本件政党の代表者であった時期に不正に金銭を使用しており、それが横領や背任といった犯罪に該当するもので、警察も被告と一緒に原告を取り締まろうとしており、間もなく刑事罰を受けるとの事実を摘示するものである。これらの各発言は、原告の社会的評価を低下させる。

（被告の主張）

ア 本件発言1について

本件発言1 Aは、本件政党内で不明瞭な資金の流れがあったこと及び原告が本件政党の資金を不正に使用していた可能性があるという事実を摘示しているに過ぎない。

本件発言1 Bは、本件政党の関係先でパワーハラスメントに関連する問題があるという報告を受けているとの事実を摘示するものにすぎず、原告の社会的評価を低下させるものではない。

イ 本件発言2について

本件発言2は、原告が本件政党の代表者であった時期の支出が不明瞭で不正に支出をしていた強い疑いがあること及び当該不正支出は刑事事件になるのが相当な程度のものであるとの事実を摘示するにとどまる。もつとも、これらの事実の摘示が原告の社会的評価を低下させることは争わぬ

い（第6回口頭弁論調書）。

(2) 争点(2)（真実（相当）性の抗弁の成否）について

(被告の主張)

ア 本件発言1 A及び本件発言2について

本件発言1 A及び本件発言2について掲示された事実は前記(1)（被告の主張）ア及びイでそれぞれ主張するとおりであるところ、本件政党の令和3年度の収支報告書（乙2。以下「令和3年収支報告書」という。）によれば、①事務所費として2487万9704円が計上されているところ、その内訳も表示されていないなど内容が極めて不明瞭であり、相当部分が原告の関係者への便益の供与である強い疑いが判明していた。また、②その他の経費として1億8225万2986円が計上されているところ、その内訳も表示されておらず、そのうち相当部分が本件政党のための有益な支出とは認め難い、特定の者への便益の供与となっていたことが強く疑われていた。さらに、③原告が代表者を務める法人である「立花孝志ひとり放送局株式会社」（以下「本件会社」という。）及び原告個人への貸付（以下、これらの貸付を併せて「本件貸付」という。）が合わせて1億2000万円を超えているところ、これは特別代理人の選任手続を経ないでした利益相反取引として無効であることから（政党法人格付与法9条の4、民法108条1項）、原告に対する不正支出ということができる。

これらの不正の疑いについて、被告は適宜警察に相談をしており、特に原告個人への貸付名目での不正支出の問題については、本件政党として告訴状を警察に提出し、原告に対する民事訴訟の提起をしていた。また、被告は、本件政党の代表者として、複数の弁護士や税理士、本件政党の党員の助力を得て調査を行い、会計不正等内部調査委員会を組成した。同委員会は、令和5年12月28日、中間報告書（乙8。以下「本件中間報告書」という。）を発表した。

以上のとおり、原告が本件政党の代表者であった時期に本件政党内で不明瞭な資金の流れがあったこと、原告が本件政党の資金を不正に使用していた可能性があること（本件発言 1 A）あるいは不正に支出していた強い疑いがあること及び当該不正支出は刑事事件になるのが相当な程度のものであること（本件発言 2）はいずれも真実であるか、少なくとも被告において真実と信じるにつき相当な根拠があった。

イ 本件発言 1 Bについて

本件発言 1 Bについて摘示された事実は前記(1)（被告の主張）アで主張するとおりであるところ、令和 5 年 3 月 8 日に新たに本件政党の党首となつた被告の下には、関係先から様々なパワーハラスメントに関連する報告がなされていたのであり、当時の本件政党の関係先でパワーハラスメントに関連する問題があるという報告を受けているという事実は真実である。

(原告の主張)

ア 本件発言 1 A 及び本件発言 2について

政党助成法 4 条に照らすと、本件政党が政党助成金をどのような使途に使用しても違法にはならない。また、原告は、本件貸付については、当該貸付の当時から公表していたほか、原告個人への貸付に関しては特別代理人を選任していたこと、本件会社への貸付については事前に被告の了承を得ていたことからすれば、当該貸付に違法性はない。

イ 本件発言 1 Bについて

原告がパワーハラスメントをしたとの事実はない。

(3) 争点(3)（原告の損害）について

(原告の主張)

原告は、令和 5 年 3 月 8 日まで国政政党である本件政党の代表者をしており、国政政党の次期代表者を決める選挙に立候補しようとしている公人であること、本件各発言は完全な虚偽であって悪質性が高いことなどに照らせば、

本件各記者会見に係る原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては、
それぞれ160万円（計320万円）を下らない。

（被告の主張）

否認し、又は争う。慰謝料の額も不相当である。

5 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実及び後掲証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件政党を巡る紛争

10 原告は、令和5年3月8日まで本件政党の党首兼代表者であったが、同日に辞任し、被告が本件政党の党首兼代表者に就任した。また、本件政党は、同日、党名を「NHK党」から「政治家女子48党」に変更した。

その後、原告は、本件記者会見1が開催された同年4月7日に、本件政党の代表者を被告から変更した旨を届け出たとSNSで主張するなどし、他方、被告は、本件各記者会見の冒頭において本件政党の代表権等についての原告の言動を否定する趣旨の発言をするなど、当時、原告と被告は、本件政党の党首兼代表者が被告であるか否かに関して見解が対立する状況にあった。

（以上、前提事実(1)、甲1-①〔1、8、22頁〕、甲2-①〔1、2頁〕、乙9）

20 (2) 本件記者会見1における被告の発言の概要（甲1〔以下のア、イに記載したのは甲1-①の該当ページである。〕）

ア、被告は、本件記者会見1の冒頭における党首からの報告として、本件発言1(1)の説明を行った上で、被告が原告から本件政党の党首を引き継いだ令和5年3月8日における引継ぎ作業の中で判明した内容として、本件発言1(2)の発言をした（1頁）。

その後、被告は、本件発言1(2)の内容を踏まえた「具体的なアクション」

として、①第三者委員会の組成、②証拠の保全（本件政党の口座名義を原告から被告に変更したこと）及び③資金のスケルトン（透明）化を行うとし、上記③の内容の説明として、本件発言1(3)の発言をした（2頁）。

そして、被告は、「このような事態になったことを深くお詫び申し上げる」と謝罪した上で、本件発言1(4)の発言をした（3頁）。

イ 本件記者会見1においては、上記アに引き続き、記者との質疑応答が行われた（3頁）。

この中で、質問者が、不明瞭な資金の流れの存否や調査の対象者について質問したのに対し、被告は、現在は把握できていないので答えるのが難しいと述べ、被告の弁護士も、現在調査中であり、調査結果を待って報告する旨を述べるにとどまった（4、5、21頁等）。また、質問者が、本件政党が公認候補者を擁立している統一地方選挙への影響があると考えるかを質問したのに対し、被告は、本件政党内に動搖があると思う旨述べた上で、「私はやっぱこれをやることに意味があると思っていますし、【党内のお金の流れにしろ、パワハラの問題にしろ、そういうことは、ずっと、私が党首になった時から、内外から色々な報告を受けてきました】し、私自身が感じてきたことではありますので、これは、私が離党して新しい党を始めるとかではなくて、今やらなければいけないことだと思っています。」（裁判所注：【 】内が本件発言1(5)）と発言した（9頁）。

(3) 本件記者会見2における被告の発言の概要（甲2〔以下のア、イに記載したのは甲2-①の該当ページである。〕）

ア 被告は、本件記者会見2の冒頭において、党首から報告する事項、本件政党の代表権をめぐる裁判の状況のほか、本件発言2(1)の説明を行った上で、本件記者会見2と同日に本件政党の総会なるものが開催されようとしているが、本件政党の規約上、党首以外は人事を決定することができず無効であること、上記会合が、原告の指示の下、資金の不明瞭な流れの追及

を回避し、被告に賛同する党員等を排除すること等を目的とするもののように思うこと、上記規約は原告が独裁的に党を掌握するために作られた非常識な規約であるが、被告は、この規約を逆手にとって、党首という立場を利用して、不明瞭な資金を始めとした、捜査が始まっている犯罪行為を、警察と連携して追及する予定であること（本件発言 2(2)）を発言した（1、2 頁）。

その後、被告は、千葉地方裁判所に係属中であった本件政党の代表者の地位に関する仮処分申立事件の進捗状況を説明し、本件仮処分の結果にかかわらず、刑事事件としての追及を含めて警察と話をしているところであること（本件発言 2(3)）や、捜査の進捗状況（本件発言 2(4)）について説明した（2 頁）。

次に、被告は、先日の選挙で本件政党が大敗したことやその原因について説明した上で、今後の方針として、本件発言 2(5)、同(6)の発言をした（2、3 頁）。

イ 本件記者会見 2においては、上記アに引き続き、質疑応答が行われた（3 頁）。

(ア) この中で、質問者が、第三者委員会の設置に要する費用の見込みを質問したのに対し、被告は、同委員会の構成員の選定状況を説明した上で、捜査機関と連動して動くという事案であるということもあり（本件発言 2(7)）、構成員の氏名等については回答を差し控えると述べた（8 頁）。

(イ) また、質問者が、前記選挙で本件政党所属の立候補者が落選し、本件政党を離党した立候補者が当選した現状について質問したのに対し、被告は、敗因を分析した上で、本件政党に対してのイメージが、不正があるかもしれないというような汚いイメージになっており、税金（から成る政党助成金）の使途が明らかにされず、不明瞭なまま総会のようなものを開くなどして印象操作をして乗り切ろうとしているように思われ、

そのような状態では票が集まらないなどと述べた上で、本件発言 2(8)の発言をした（9 頁）。

- (ウ) さらに、質問者が、金銭の問題が解決しても原告側に本件政党を返還しないということを質問したのに対し、被告は、原告を中心とした独裁政権であったり、お金の使い道であるので、そこに問題が発覚した時点で原告は本件政党にいるのがふさわしくないと考えるし、何かしらの罰を問われてしまうと考える旨（本件発言 2(9)）の発言をした（19 頁）。
- (エ) その後の質疑応答において、質問者から、原告を中心とした不透明な資金移動について、その総額や時期について、党として把握している内容を問われたのに対し、被告側は、わからない、原告はこれまで何も答えていないので直ちに犯罪だと断定することはできないが、原告会社への 5000 万円の貸付けは金額が大きすぎるなどと回答した（20、21 頁）。

（4）令和 3 年収支報告書の記載内容

令和 3 年収支報告書（原告を代表者及び会計責任者とするもの）には、以下の記載がある（乙 2 [以下のア～ウに記載したのは乙 2 の該当頁である。]、弁論の全趣旨）。

ア 本件政党の令和 3 年度の収入額は、前年からの繰越額を除いた当年の収入額が 13 億 0675 万 8456 円、支出総額が 5 億 6319 万 2803 円であり、翌年への繰越額が 7 億 7379 万 0320 円とされている（2 頁）。

イ 支出の総括表において、「経常経費」（合計 8881 万 6409 円）のうちの「事務所費」として 2487 万 9404 円が、「政治活動費」（合計 4 億 7437 万 6394 円）のうちの「その他の経費」として 1 億 8225 万 2986 円が計上されている（31 頁）。令和 3 年収支報告書において、事務所費を含む経常経費については内訳の記載がなく、その他の経費を含

む政治活動費については内訳の記載がある。その他の経費の内訳は、①借入金の返金及び利息支払が合計1億6512万9996円(67~83頁)、②支部助成金の返金が24万9990円(84頁)、③貸付金が1687万3000円(原告への貸付金1680万円を含む。)とされている(85頁)。

ウ 資産等の総括表において、本件政党の有する資産等の項目別区分は、①「貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金」及び②「借入先ごとの残高が100万円を超える借入金」のみが「有り」とされ、その他の資産等(土地、建物、有価証券等)は「無し」とされている(94頁)。そして、上記①の欄には、本件貸付として、本件会社に対する358万3256円及び原告個人に対する1億2995万5000円の貸付金がそれぞれ計上されている(95頁)。

(5) 本件政党の令和4年度の収支報告書(以下「令和4年収支報告書」という。)
の記載内容

令和4年収支報告書(被告を代表者、原告を会計責任者とするもの)には、以下の記載がある(乙1〔以下のア~ウに記載したのは乙1の該当頁である。〕、弁論の全趣旨)。

ア 本件政党の令和4年度の収入額は、前年からの繰越額を除いた当年の収入額が4億9751万7403円、支出総額が11億8850万2912円であり、翌年への繰越額が1億0280万4811円とされている(3頁)。

イ 支出の総括表において、「経常経費」(合計9981万6929円)のうちの「事務所費」として2454万5140円が、「政治活動費」(合計10億8868万5983円)のうちの「その他の経費」として5億5340万5828円が計上されている(8頁)。同収支報告書において、事務所費を含む経常経費については内訳の記載がなく、その他の経費を含む政治

活動費については内訳の記載がある。その他の経費の内訳は、①借入金の返金及び利息支払が合計1億5181万3149円(41~66頁)、②貸付金が4億0159万2679円(原告への貸付金2億2000万円を含む。)とされている(67頁)。

ウ 資産等の総括表において、本件政党の有する資産等の項目別区分は、①「貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金」、②「借入先ごとの残高が100万円を超える借入金」及び③「取得の価額が100万円をこえる動産」のみが「有り」とされ、その他の資産等(土地、建物、有価証券等)は「無し」とされている(68頁)。そして、上記①の欄には、本件貸付として、本件会社に対する358万3256円及び原告個人に対する3億4995万5000円の貸付金がそれぞれ計上されている(70頁)。

(6) 本件中間報告書

本件政党の会計不正等内部調査委員会は、令和5年12月28日付で、「本党〔中略〕の会計不正等に関する調査 中間報告書(抄)」と題する書面(本件中間報告書)において、以下の内容を公表した(乙8、弁論の全趣旨)。

ア 本件政党において毎年2500万円ほどが費消されている事務所費の内訳が不明であり、金額が過大である。

イ 原告及び本件政党関係者の関連企業との間で、貸付金名目の多額の資金移動(約4億円)が確認されており、そのうち原告に移動した資金(約3.5億円)については返金されていない。

ウ 本件会社は、本件政党に対して8000万円の貸付を行ったとして債務名義を得ているが、本件政党がそのような借入を行った事実は認められない。

2 争点(1)(名誉毀損の成否)について

(1) 判断基準

新聞記事等の報道の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについて

は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものであり（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）、インターネット配信等がされた記者会見の発言内容が人の社会的評価を低下させるか否かについても、同様に、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである。また、インターネット配信等がされた記者会見における発言によって掲示された事実がどのようなものであるかという点についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断するのが相当である。（最高裁平成15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）

以上の判断基準に基づき、本件各発言において掲示された事実や社会的評価の低下の有無につき判断する。

(2) 本件発言1Aについて

ア 認定事実(2)ア、イで認定した本件発言1A及びその前後の発言内容を踏まえ、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、①本件発言1(1)は、本件政党内に不明瞭な資金の流れがあり、これについて調査や第三者委員会を設置するとの事実を、②本件発言1(2)は、原告をはじめとして本件政党内的一部において資金の流れが不明瞭であり、弁護士に調査を依頼したところ、不正使用である可能性が高まったとの事実を、③本件発言1(3)は、本件政党の資金の流れが不明瞭であり、これまでその運営がブラックボックスであったとの事実をそれぞれ掲示するものとみるのが相当である。そして、これらの各発言は、本件発言1(2)において原告をその主体として明示しているほか、被告が本件記者会見1において、原告から党首を引き継ぐ作業の中で明らかになったものであると述べていること（認定事実(2)ア）からすれば、それ以外の各発言も含めて、一般の視聴者としては、本件政党における不明瞭な資金の流れの原因が本件政党の前代表者兼党首である原告にあると理解するものというべきであるから、原

告が本件政党の資金を不正に使用した可能性があるとの印象を与えるものであって、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

他方で、④本件発言1(4)は、第三者委員会の調査結果次第では許されない事態になる可能性があるとする内容のものであるが、上記調査の「結果次第」という仮定の上で、「許されない事態になる可能性がある」という抽象的な内容にとどまるものであり、具体的な事実を摘示したものとはいえないから、原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

また、⑤本件発言1(5)のうち「党内のお金の流れ」について指摘する部分は、認定事実(2)イのとおり、被告が、本件記者会見1の質疑応答において、質問者から金銭の流れに関する調査を行うことについての選挙への影響を問われ、上記調査を行う意義を説明する中で、被告が党首に就任した時から、本件政党内の金銭の流れについて本件政党の内外から様々な報告を受けてきた旨を述べたものである。一般の視聴者としては、上記のような質疑応答の経過からすれば、当該発言は、「党内のお金の流れ」という抽象的事項について、その対象となる人物や内容が特定されることなく、被告が様々な報告を受けてきたという事実を指摘したものであって、原告に関する具体的な事実を摘示したと理解するものとは解されないから、同発言から原告の社会的評価が低下するとはいえない。

したがって、本件発言1Aのうち、本件発言1(1)ないし(3)について名誉毀損が成立するというべきである。

イ これに対して、原告は、被告の本件発言1Aは、原告が本件政党の代表者であった時期に不正に金銭を費消したとの事実を摘示するものであると主張するが、本件発言1Aの発言内容に加え、認定事実(2)イの当該発言前後の発言内容も踏まえれば、被告の当該発言は、原告が不正な支出をしたという断定的事実を摘示するものとまで認めることはできず、この点についての原告の主張は採用することができない。

(3) 本件発言 1 Bについて

本件発言 1 Bに関して、認定事実(2)イの本件発言 1 A及びその前後の発言内容質疑応答の経過からすれば、一般の視聴者としては、当該発言部分は、本件政党におけるパワーハラスメントについて、その対象となる人物や内容が特定されることなく、被告が本件政党の内外から様々な報告を受けてきたという事実を指摘したにすぎず、原告に関する具体的な事実を掲示したものとはいえないことは、前記(2)の⑤と同様であって、原告が主張するように、原告がパワーハラスメント行為をしたとの具体的な事実を掲示したものということはできない。

したがって、本件発言 1 Bは、原告の社会的評価を低下させるものとはいえないから、名誉毀損は成立しない。

(4) 本件発言 2について

ア 認定事実(3)ア、イで認定した本件発言 2及びその前後の発言内容を踏まえ、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、①本件発言 2(1)は、本件記者会見 2における党首からの報告事項として、原告に対する法的責任の追及、刑事手続の状況及びこれから本件政党の党運営について話す予定であるとの事実を掲示するものであり、「警察と協力、連動して」との表現はあるものの、その具体的な内容は明らかでなく、当該発言から直ちに原告の法的責任や刑事责任の内容が具体的な事実として掲示されたとはいえない。したがって、本件発言 2(1)は原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

他方で、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、②本件発言 2(2)は、不明瞭な資金の流れについて、犯罪行為として捜査が開始されており、本件政党が警察と既に連携しているとの事実を、③本件発言 2(3)は、上記の点について刑事责任を追及すべく、警察と協議をしているとの事実を、④本件発言 2(4)は、上記②、③の事実に加え、原告には本件

政党を利用した不法行為の疑いもあり、警察が関係各所と連携して捜査を開始しているとの事実を、⑤本件発言2(5)は、原告の行為が不正行為であり、原告が本件政党又は被告に圧力を掛けているとの事実を、⑥本件発言2(6)は、原告に対して民事責任及び刑事責任を追及していくとの事実を、⑦本件発言2(7)は、本件事案が本件政党と捜査機関とが連携して動く事案であるとの事実を、⑧本件発言2(8)は、原告による本件政党の運営がクリーンでなく、不明瞭かつ独裁的であったとの事実を、⑨本件発言2(9)は、原告が不正行為の疑われる状況において本件政党を独裁的に運営してきたとの事実を、それぞれ摘示されたものと理解するものと認めるのが相当である。

そして、上記②から⑨の発言は、いずれも、一般の視聴者としては、本件政党の資金の流れが不明瞭であることの原因が原告にあり、原告の行為が民事責任のみならず刑事責任を負うべき犯罪行為であって、捜査機関も本件政党と連動して原告に対する刑事責任の追及に向けた準備をしているとの印象を与えるものであって、これらの摘示事実は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

したがって、本件発言2のうち、本件発言2(2)ないし(9)については、名誉毀損が成立する。

イ これに対して、被告は、本件発言2は、原告が本件政党の代表者であった時期の支出が不明瞭で不正に支出をしていた強い疑いがあること及び当該不正支出は刑事事件になるのが相当な程度のものであるとの事実を摘示するにとどまると主張する。しかし、本件発言1Aにおいては本件政党の資金の流れが不明瞭であること及び原告が本件政党の資金を不正に使用していた可能性があることを指摘するにとどまっていた一方で、本件発言2においては、認定事実(3)ア、イのとおり、資金の流れが不明瞭であり不正・不法行為に当たること（本件発言2(2)、(4)、(5)等）や犯罪行為で

あること（同2(2)、(4)、(9)等）を断定的に指摘しており、一般の視聴者が、不正支出の「疑い」や刑事事件になることが「相当な程度のものである」との事実を摘示したにすぎないと理解するものとはいえない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

3 争点(2)（真実（相当）性の抗弁の成否）について

(1) 判断基準

事実を摘示することによる名誉毀損については、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、②その目的が専ら公益を図ることにあった場合において、③摘示された事実の重要な部分が真実であることの証明があったときには、当該行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、また、仮に上記事実が真実であることが証明されなくても、④その行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、故意又は過失がなく、不法行為は成立しないと解するのが相当である（最高裁判所昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1116頁参照）。

なお、原告は、上記①、②の点を争っていないので（原告第8準備書面の第一の1、2）、上記③ないし④について判断する。

(2) 本件発言1A（ただし、本件発言1(1)ないし(3)）について

被告は、本件政党の不明瞭な資金の流れを裏付ける根拠として、前記第20の4（被告の主張）(2)アの①から③の点を主張する。

このうち、①（事務所費）については、事務所費の内訳についてはそもそも政治団体の収支報告書における記載事項ではないから（政治資金規正法12条1項2号、同法施行規則7条3項）、その内訳の記載がないことをもって直ちに本件政党の資金の流れが不明瞭であるということはできず、その他本件記録上、事務所費が原告やその関係者への便宜供与になっていたなどの不正使用の疑いを裏付ける的確な証拠はない。

また、②（その他の経費）については、認定事実(4)イのとおり、令和3年収支報告書によれば、当年度の本件貸付を除く大半が借入金の返金と利息であり、同収支報告書にはその内訳（借入先の氏名等）の記載があるところ、本件記録上、これらの者が原告の関係者であり、かつ返金又は利息の支払が実質的に便宜供与になっていたなどの不正使用の疑いを裏付ける的確な証拠はない（この点は、令和4年収支報告書の記載においても同様である（認定事実(5)イ）。）。

他方で、③（本件貸付）については、令和3年収支報告書によれば、特に原告に対する貸付はその累計総額が1億2995万5000円と単年度の支出総額の約2割強に匹敵するほど高額であるところ（認定事実(4)ウ）。この点、令和4年収支報告書によれば、原告に対する貸付はその累計総額が3億4995万5000円と、さらに高額になっている（認定事実(5)ウ）。）、本件政党が党首個人に多額の金員を貸し付ける必要性を直ちに見出すことは困難である上、その経緯についてよく知るはずの原告においてその使途について具体的な説明をしていないことからすれば（原告は、本件政党から当選した議員の負債を自らが立て替えるために、本件政党から貸付を受けたとするが（原告第4準備書面第二の3）、当該議員の借入先や借入金の額、原告が本件政党からの貸付金により当該議員の借金を返済した状況等について具体的に明らかにしていないし、この点に関する特段の裏付け資料も提出していない。）、本件貸付の正当性について一定の疑義を生じさせるものであることは否定できない。

また、本件貸付は、原告が本件政党の党首であったときに行われており、本件政党にとって利益相反取引にあたると解されることから、政党法人格付与法9条の4により、特別代理人の選任を要するところ、特別代理人の選任手続を経ないままに貸付がされた場合には、その民法上の効力は指いたとしても、少なくとも政党法人格付与法に違反する貸付となる。原告は、本件貸

付のうち原告個人への貸付については特別代理人を選任していたとするが（原告第4準備書面第二の5）、これを裏付ける特段の資料を提出しておらず、本件貸付について特別代理人の選任という法律が求める手続に違反する貸付である可能性があるといえる。

以上のことより、原告が本件政党の党首であった時期の本件政党の資金支出には疑念を差し挟むべきものがあったと認められることに照らすと、本件政党に不明瞭な資金の流れがあり、その原因が原告にあって、原告が本件政党の資金を不正に使用したとの事実は、その可能性があるという限度においては立証されているというべきである。

よって、その余の点を判断するまでもなく、本件発言1A（本件発言1(1)ないし(3)）については、違法性阻却事由が認められ、不法行為は成立しない。

(3) 本件発言2（ただし、本件発言2(2)ないし(9)）について

ア 真実性について

認定事実(4)、(5)の認定及び前記(2)の説示に照らし、令和3年収支報告書及び令和4年収支報告書の事務所費及びその他の経費に関する記載内容又は記載のない内容から、直ちにこれらの支出が原告の関係者に私益を供与し、又は政党のための有益な支出ではなく特定の者に便益を供与するものであることや、当該支出が原告の犯罪行為に該当することを示すものということはできない。また、認定事実(6)のとおり、本件中間報告書は、本件記者会見2の後に公表されたものであるが、その内容を参照してもなお、本件政党の事務所費が過大である旨の指摘があるに留まる。

また、本件貸付については、前記(2)認定、説示のとおり、原告が本件政党の資金を不正に使用したとの事実はその可能性があるという限度においては立証されているというべきであるが、令和3年収支報告書及び令和4年収支報告書から本件貸付が刑事罰に相当することまでを窺わせる記載はなく、本件中間報告書においても原告に対する貸付金が返金されていない

との指摘がされているにとどまる。なお、本件政党は、本件政党から原告個人に対する貸付は原告による犯罪行為である旨主張して、東京地方裁判所に、原告に対する貸付相当額の支払を求める民事訴訟を提起したことが認められるが（乙7、弁論の全趣旨）、民事訴訟を提起した事実があるからといって、それが直ちに本件政党の主張する事実が真実であることの根拠となるものではない。

その他本件記録上、原告の行為が民事責任及び刑事責任を負うべき犯罪行為に当たること、及びこの事実を前提に捜査機関が本件政党と連携して原告に対する刑事責任の追及に向けた準備をしているとの事実を真実であると認めるに足りる的確な証拠はなく、被告の主張は採用できない。

イ 真実相当性について

被告は、令和3年収支報告書を根拠に本件発言2をしたものと主張するところ、同収支報告書の内容を踏まえても、本件政党の支出が原告の犯罪行為に該当することなどの本件発言2の摘示事実（前記2(4)）をうかがわせるものでないことは、前記(2)、(3)ア説示のとおりであること、本件記者会見2に際し、原告を中心とした不透明な資金移動について党として把握している内容を問われたのに対し、被告側が、わからないとか、直ちに犯罪だと断定することはできないが、原告会社への貸付けは金額が大きすぎるなどと回答するにとどまっていること（認定事実(3)イ(イ)）、その他本件全記録に照らしても、被告が本件発言2の摘示事実につき真実と信ずるにつき相当な理由があったと認めることはできない。

ウ よって、本件発言2（ただし、本件発言2(2)ないし(9)）について違法性阻却事由は認められないから、当該発言について不法行為が成立する。

4 争点(3)（原告の損害）について

以上のとおり、原告は被告に対して本件発言2（ただし、本件発言2(2)ないし(9)）につき不法行為に基づく損害賠償請求権を有するところ、本件発言2(2)

ないし(9)の発言は、原告が民事責任及び刑事責任を負うべき行為をしているとか、捜査機関が追及に向けた準備をしているなどとする内容であって、当該発言による原告の社会的評価の低下の程度は小さくないと考えられ、また、本件記者会見2においてなされたこれらの発言は、インターネットによる配信等がされたことにより、一定の耳目を集めたものと推認される。他方で、原告は本件政党の代表者兼党首を務めていた者であったところ、本件政党から原告に対する極めて多額の貸付けが存し、そのことに関し原告から十分な説明がなされないとまではいえない状況にあり、原告が本件政党の党首であった時期の本件政党の資金支出には疑惑を差し挟むべきものがあったと認められることは上記3(2)説示のとおりであること、その他本件に現れた諸般の事情を考慮すると、上記不法行為に係る慰謝料は40万円とするのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、40万円及びこれに対する不法行為の後である令和5年5月11日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

20

裁判長裁判官

小池めゆみ

25

裁判官

大久保 純季



裁判官

長 味 良

5

(別紙1)

本件発言1

- (1) 党内での不明瞭な資金の流れについて、調査及び第三者委員会の設置についてお話しさせていただきます。
- 5 (2) 財政面や資料の確認やメンバーからの党内の課題についてヒアリングしたところ、前党首の立花はじめ一部の党内の人事費や経費、ステークホルダーへの資金の流れが不明瞭という事が発覚いたしました。そこで、私が私設でこの横に控えています弁護士、大塚翔太を雇い、調査を依頼したところ、不正な使用である可能性が高まりました。
- 10 (3) 資金について不明瞭なこと自体が国政政党として問題だと思っています。これから党の自浄作用として、今までブラックボックスだった運営について、弁護士や有識者に参加していただき、クリーンな運営に変えたいと考えております。
- (4) 今ほんと、政治と金の問題って大きな政治不信を生んでいると思いますし、調査結果次第では許されない事態になる可能性があると思っています。
- 15 (5) 党内のお金の流れにしろ、パワハラの問題にしろ、そういうことは、ずっと、私が党首になった時から、内外から色々な報告を受けてきました。

以上

(別紙2)

本件発言2

(1) 前党首立花氏への法的責任追及と、現在、警察と協力、連動して追及している
5 刑事罰への、状況及びこれからの党運営についてお話しさせていただこうと思つ
てあります。

(2) 不明瞭な資金を始めとした、捜査が始まっている犯罪行為を、警察の方々と連
携して追及する予定です。

(3) 刑事事件での追及も含めて、警察の方々とお話ししているところです。

(4) 立花氏への刑事事件への追及ですが、もうすでに、警察と連動しているのです
10 が、政党を笠にした不法行為の疑いもあるのではということで、警察の皆様が関
係各所と連携して動き始めていらっしゃいます。私も、もうすでにSNSや報道
でもされていますが、出頭して、協力させていただいている次第です。今後の捜
査に影響が出ますので、罪状やどこの警察組織であるとか、どこの部門が動いて
いるかなどは控えさせていただきますが、先ほどの、政党を笠にした不法行為と
15 いうところで、させていただければと、幸いです。

(5) 国民の皆様からいただいた大切な税金の使用用途を明らかにし、不正を正して
いくことが、これから党運営や選挙の方も、立花氏からの圧力に負けず、不正
行為に対する証拠集めに動いていっています。

(6) 不正のない健全な党運営ができるために、今後も、民事、刑事両方からの追及、
20 そして、議員、党員とともに、努力していく次第です。

(7) 捜査機関と連動して動くという事案であるということもあります

(8) もう一新してクリーンにやり直すしかないと私は考えています。その点では、
クリーンな運営をすると明らかにしている私の方が、立花さんの、このまま不明
瞭なまま、独裁的な政権を続けていくとおっしゃっているあの状況よりは、票に
25 はもちろんなるとは思っております。

(9) 立花さんを中心とした、そういう、独裁政権であったり、お金の使い道である

ので、そこに問題が発覚した時点で、やっぱ立花さんは、この党にいることは、
ふさわしくないと考えますし、何かしらの罰に問われてしまうと考えます。

以 上

これは正本である。

令和6年8月7日

東京地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 岡 直 美